

令和6年度 新潟県肺がん検診精度管理調査結果

1 全体概要

(1) 調査目的

がん検診の効果を得るためにきわめて重要な精度管理について、適切な実施状況を把握するため、新潟県生活習慣病検診等管理指導協議会肺がん検診部会が行ったもの（注：職域検診や人間ドックは本調査の対象外）

(2) 調査対象

肺がん住民検診を行っている県内の全市町村、検診機関（病院、診療所等を含む）

(3) 調査内容

① 検診実施体制

- ・「がん検診事業評価のためのチェックリスト」による遵守状況調査
各機関が遵守すべき精度管理の要点を定めた「肺がん検診のためのチェックリスト」の遵守状況に関する調査

② 精度管理指標

- ・各市町村が集計した精度管理指標（プロセス指標）の数値（令和4年度分）
肺がん検診の精度指標のうち、5項目を選び市町村ごとに調査
※ 指標の確定までに1年以上かかるため、令和4年度分についての調査

2 「がん検診事業評価のためのチェックリスト」による遵守状況調査

(1) 概要

平成20年3月「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（報告書）」（厚生労働省）において示された、各機関が遵守すべき精度管理の要点を定めた「肺がん検診のためのチェックリスト」の遵守状況に関する調査

(2) 評価基準（下表参照）

チェックリストの非遵守項目が少ない順に段階評価を行い、「C」評価以下の検診機関・市町村には改善を依頼

評価基準	チェックリストの非遵守項目数による評価 ※	
	検診機関（項目数：41）	市町村（項目数：56）
A チェックリストをすべて満たしている	0	0
B チェックリストを一部満たしていない	1～8	1～8
C チェックリストを相当程度満たしていない	9～16	9～16
D チェックリストを大きく逸脱している	17～	17～24
E チェックリストをさらに大きく逸脱している	—	25～32
F チェックリストをきわめて大きく逸脱している	—	33～
Z 調査に対して回答がない	無回答	無回答

※ 検診機関は5段階、市町村は7段階の区分で評価

(3) 調査結果

① 検診機関

集団検診：10施設 回答率：100%…評価 C以下：なし

検診機関名	評価	検診機関名	評価	検診機関名	評価
新潟県保健衛生センター	A	上越地域総合健康管理センター	A	南魚沼市立ゆきぐに大和病院	B
新潟県労働衛生医学協会	A	厚生連村上総合病院健診センター	A	厚生連糸魚川総合病院	B
一般財団法人下越総合健康開発センター	A	山北徳洲会病院	B		
柏崎市刈羽郡医師会柏崎メジカルセンター	B	湯沢町保健医療センター	B		

② 市町村

集団検診：30市町村…評価 A：14、B：16、C以下：なし

市町村	評価	市町村	評価	市町村	評価	市町村	評価
村上市	B	阿賀町	A	出雲崎町	A	刈羽村	A
関川村	B	三条市	B	小千谷市	A	上越市	B
粟島浦村	B	燕市	B	魚沼市	A	妙高市	B
新発田市	B	加茂市	B	南魚沼市	B	糸魚川市	B
阿賀野市	B	田上町	A	湯沢町	A	佐渡市	B
胎内市	B	弥彦村	A	十日町市	A	新潟市	B
聖籠町	A	長岡市	A	津南町	A		
五泉市	B	見附市	A	柏崎市	A		

（注：本県の肺がん検診では、検診機関・市町村のいずれも個別検診を実施していない。）

3 肺がん検診精度管理指標調査（令和4年度）

（1）概要

前述の「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（報告書）」における肺がん検診の精度管理指標のうち5項目を選び、市町村毎に調査を実施

（2）調査項目と特徴

NO.	調査項目	算出式	数値目標 (国報告書に記載があるもの)	特徴	
				人口構成や 継続受診者の 比率の影響を 受けるもの	その他
①	受診率	受診者数 対象者数	—	○	・市町村間比較を行うために、算出式の分母・分子ともに国民健康保険被保険者数で計算
②	要精検率	要精検者数 受診者数	○	○	・許容値3.0%以下
③	精検受診率	精密検査受診者数 要精検者数	○	—	・精度評価の最重要指標 ・新潟県の目標値は100%、許容値は70% (70%以下の市町村には改善を依頼)
④	肺がん見率	がんであつた者 受診者数	○	○	・許容値0.03%以上 ・受診者が数千人規模の小規模自治体は年度変動が大きいため3か年平均で算出
⑤	陽性反応度	がんであつた者 要精検者数	○	○	・許容値1.3%以上 ・受診者が数千人規模の小規模自治体は年度変動が大きいため3か年平均で算出

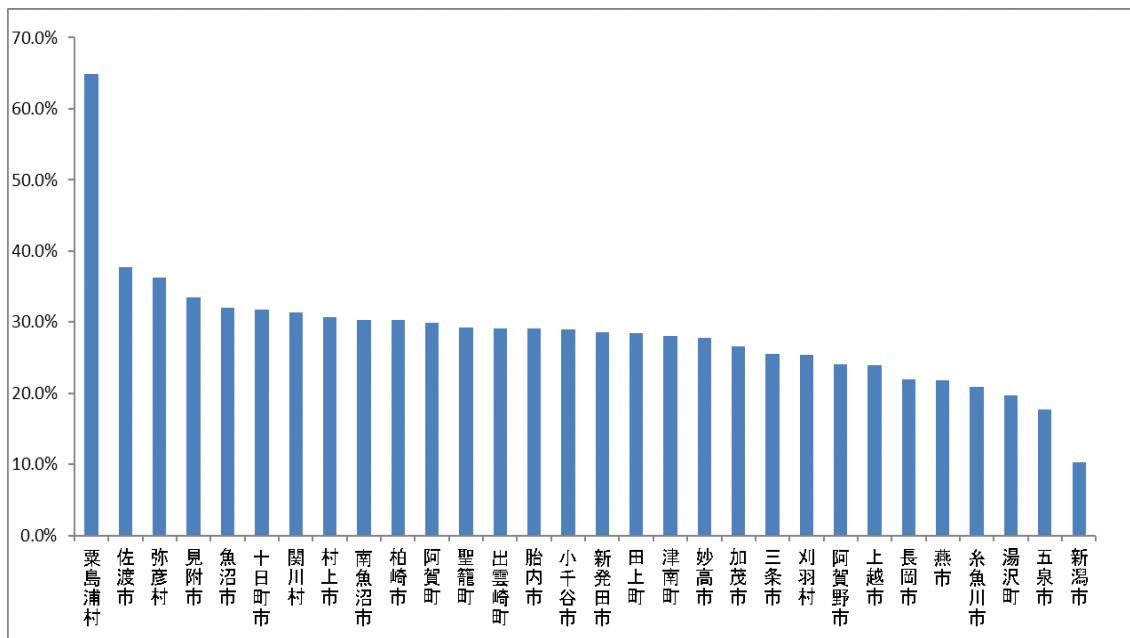
（3）調査結果

① 受診率

- ・肺がん検診の対象者のうち、受診した者の割合

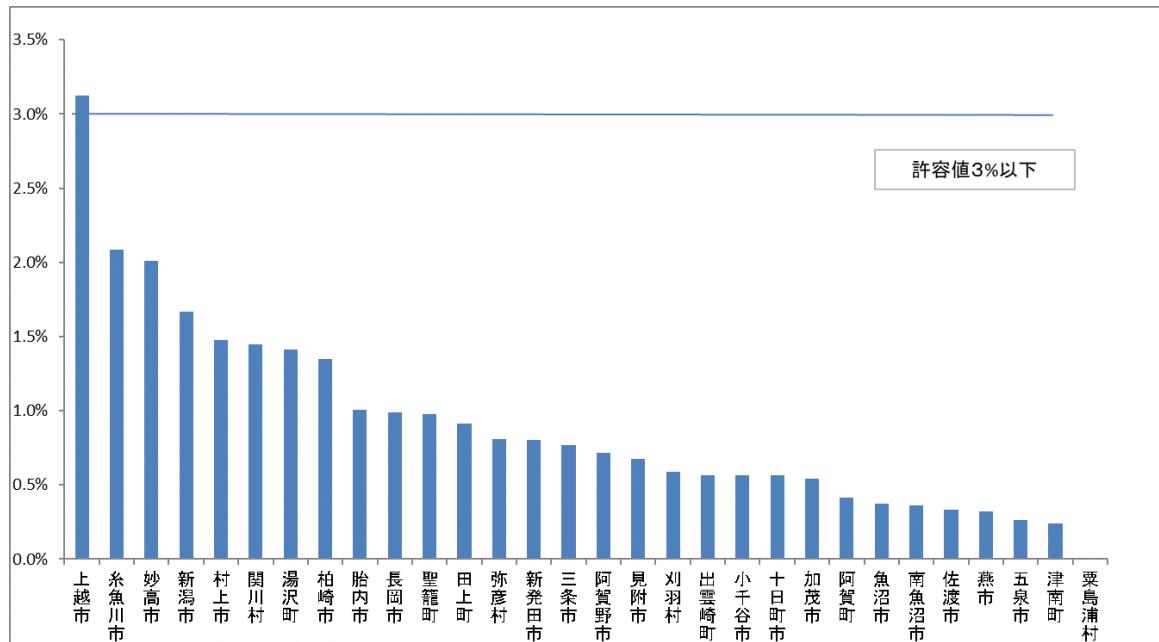
[対象者数計算式]

市町村事業におけるがん検診受診者のうち国民健康保険被保険者÷国民健康保険被保険者
(「がん検診受診率等に関するワーキンググループ報告書（H28.9・厚生労働省）」における計算式（市町村間で比較可能ながん検診受診率（第1指標））



② 要精検率 (E 判定)

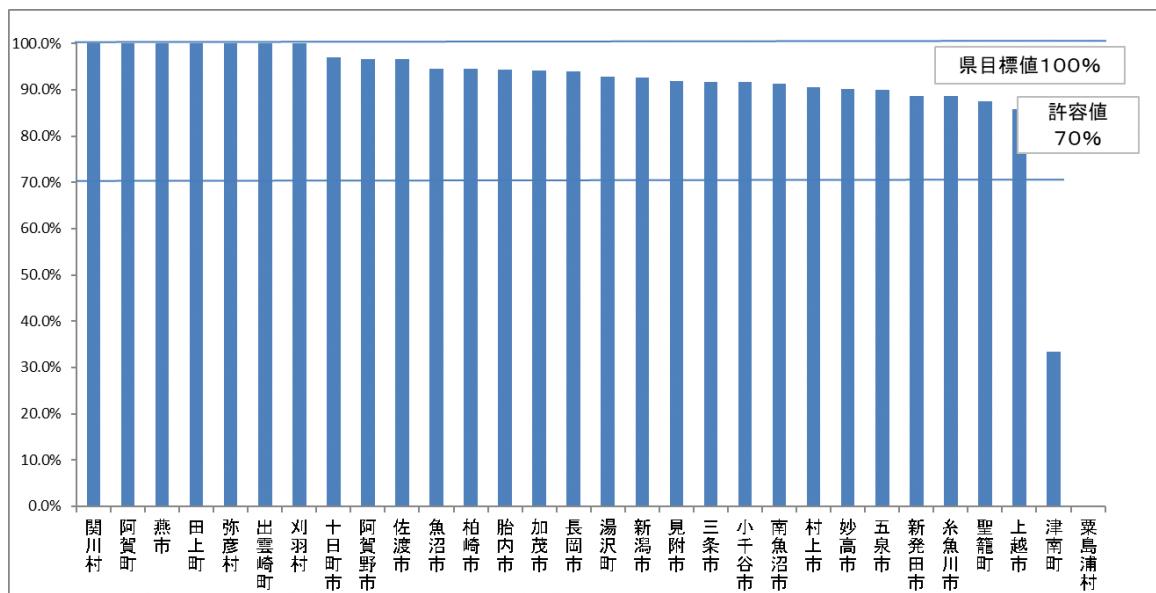
- ・受診者のうち精密検査が必要とされた者^(注1)の割合
- ・0よりも大きく一定の範囲内にあることが望ましい。
- ・許容値は3.0%以下(受診者100人中要精検が3人以下)



(注1) 胸部X線検査でのE1とE2の合計数。

③ 精検受診率 (E 判定)

- ・「要精密検査」とされた者^(注2)のうち、実際に精密検査を受けた者の割合
- ・がん検診の精度評価の最重要指標と位置付けられており、100%に近い方が望ましい。
- ・新潟県では目標値100%（国は90%）、許容値70%以上としている。

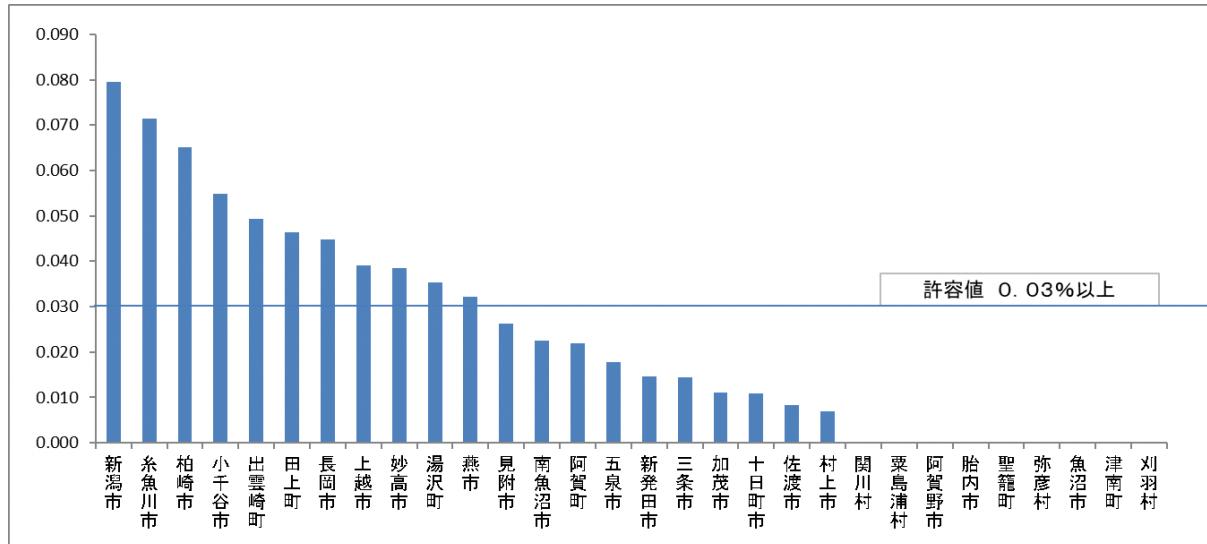


(注2) 胸部X線検査においてE1またはE2判定であった者。

粟島浦村については、要精検者0名のため対象外。

④ 肺がん発見率 (E 判定)

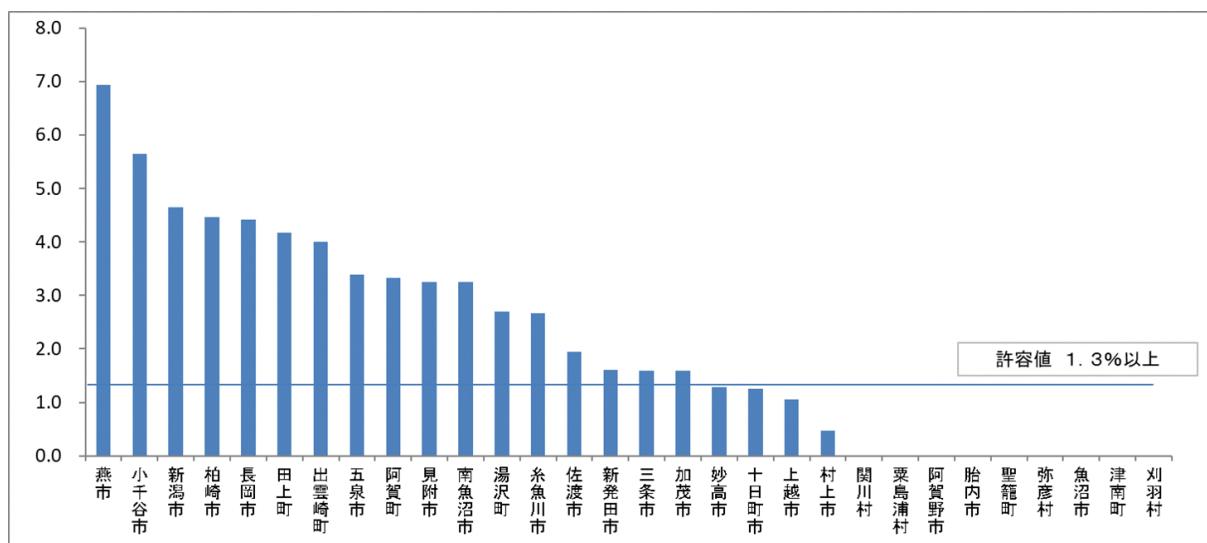
- 受診者のうち、肺がんが発見された者^(注3)の割合。ある程度高い方が望ましい。
- 許容値は 0.03% (受診者 1 万人で 3 例の肺がん発見) 以上だが、若年者や女性の受診割合が多い地区では低くなることもある。



(注3) 胸部 X 線検査で E1 および E2 判定となった要精検者の中から肺がんと診断された者。

⑤ 陽性反応適中度 (E 判定)

- 「要精密検査」とされた者のうち実際に肺がんがあった者^(注4)の割合。ある一定の範囲内にあることが望ましい。
- 許容値は 1.3% 以上だが、若年者や女性の受診割合が多い地区では低くなることもある。



(注4) 胸部 X 線検査で E1 および E2 判定となった要精検者の中から肺がんと診断された者。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計 内 容
検診機関:肺がん検診精度管理調査	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	10
1. 受診者への説明（検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明）												
(1) 基本精査検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること（喀痰細胞検査を精密検査となった場合は、喀痰細胞検査の実施は不適切であることを）を説明しましたか？	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(2) 精密検査の方法について説明しました（精密検査はCT検査や気管支鏡検査により行うこと、及びこれらの検査の検査のリスクなど）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(3) 精密検査結果は市町村に対する報告へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか？	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(4) 検査の有効性（胸部エックス線検査及び気管支鏡検査による肺がん検出率は、死亡率減少効果があること）と検査のリスク（検査による心臓や肺の負担があることなど）、検査の結果（がんならんがん検診の結果が「要精密検査」になる場合もあること（危険性））などがん検診の特徴について説明しましたか？	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(5) 検査期間は1年1回である、受診と継続が重要なこと、また、症候がある場合は医療機関の受診が必要であることを説明しましたか？	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(6) 肺がんがわが国ののがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(7) 喫煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の啓発書を用いていましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
2. 質問（問診）、及び撮影の精度管理												
(1) 検診項目は、質問（医師が自ら対面で行う場合は問診）、胸部エックス線検査、及び質問の結果、50歳以上で喫煙歴（1日1箱以上を1年間）があるか（過去に1回以上）を（過去に1回以上）の喀痰細胞検査としたか※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(2) 診察（問診）では吸烟歴、喫煙の可能性の有無を必ず確認し、かつ、過去の検査の受診状況等を確認しましたか？また過去6ヶ月以内の血痰などの自覚症状のある場合には、検診ではなくすみやかに専門機関を受診し、精査を行うようお願いしましたか※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(3) 質問（問診）記録は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(4) 肺がん検診に適格な胸部エックス線撮影、すなわち、放射線科医、呼吸器内科医、呼吸器外科医のいずれかによる胸部エックス線の質の良悪と、それに基づき指導を行いましたか？	○	○	未実施	○	○	○	○	○	×	○	○	8
(5) 撮影機器の種類（直接・間接撮影、デジタル方式※）、フィルムサイズ、モニタ映像の有無を仕様書※に明記し、日本肺癌学会が定めた、肺がん検診として適格な撮影機器・撮影方法で撮影しましたか？（注）	○	○	未実施	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(6) 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備しましたか？	○	○	未実施	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(7) 集団検診を実施する検診機関は、1日あたりの実施可能な人数を仕様書等に明記しましたか	○	○	未実施	○	○	○	○	○	○	○	○	8
(8) 事前に胸部エックス線撮影を行つて診療放射線技師に対して指⽰をする責任医師、及び緊急時や必要時に対応する医師など明記した旨面談を作成し、市町村に提出しましたか	○	○	未実施	○	○	○	○	○	×	○	○	8
(9) 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備していましたか	○	○	未実施	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(10) 胸部エックス線撮影時や緊急時のマニュアルを整備していましたか	○	○	未実施	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(11) 検診に從事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保しましたか	○	○	未実施	○	○	○	○	○	○	○	○	8
3. 胸部エックス線撮影の精度管理												
(1) 自己体や医師から求められた検査結果、該診断の実態（該診断の氏名、生年、所属機関名、専門とする診療科目、呼吸器内科・呼吸器外科・放射線科医の場合は市町村科医としての経験年数、肺がん検診に従事した年数、「肺がん検診に関する専門知識等の有無等」を報告していますか？	○	○	未実施	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(2) 諸診は二重診影を行い、読影に従事する医師は下記の要件※を満たしていますか	○	○	未実施	○	○	○	○	○	×	○	○	7
(3) 2名の該診影のうちどちらかが「要比較読影」としたものは、過去に撮影した胸部エックス線真写と比較読影しましたか	○	○	未実施	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(4) 仰臥位での方法は、「該診影を会員として登録するるるに陸賀会員登録に委託する」、「二重読影を行つた結果がそれを該診影する」、「二重読影を行つた医師のうち指導的立場の医師が該診影する」のいずれかにより行いましたか	○	○	未実施	○	○	○	○	○	○	○	×	8
(5) シャウカスラン・読影用モニタなどの機器に関しては、日本肺癌学会が定めた基準等に従いましたか？（注）	○	○	未実施	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(6) 読影結果の判定は「日本肺癌学会が定めた」（日本肺癌学会肺がん検診委員会）の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指図区分」によって行いましたか	○	○	未実施	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(7) 胸部エックス線画像は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	未実施	○	○	○	○	○	○	○	○	9
(8) 胸部エックス線検査による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	未実施	○	○	○	○	○	○	○	○	9
4. 喀痰細胞検査の精度管理												
(1) 喀痰細胞の業務を委託する場合は、その委託機関（施設名）を仕様書等に明記しましたか	○	○	未実施	○	○	○	○	未実施	○	○	未実施	7
(2) 採取した喀痰は、2枚以上のスライドに塗布し、固定の上、パニコロウ染色を行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	未実施	○	○	9
(3) 固定標本の認証検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行いましたか？（注）	○	○	○	○	○	○	○	○	未実施	○	○	9
(4) 同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングしましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	未実施	×	○	8
(5) がん見対見例は、過去の細胞所見を見直しを行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	未実施	○	○	9
(6) 標本は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	未実施	○	○	9
(7) 喀痰細胞検査結果は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	未実施	○	○	9
5. システムとしての精度管理												
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内に実施されましたか	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	9
(2) がん検出の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(3) 精密検査方法及び精密検査（治療・経済性・診断・治療方針等）について、市町村や医師会から求められた項目を全て報告しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(4) 特殊な検査や治療の実施結果を反映するための「肺がん検査結果に関する実施検討会議と読影検査会（以下「会議」）」を年1回以上開催しているか、もしくは、他施設と連携して年1回以上開催しているか、あるいは日本肺癌学会が主催する会議の開催に関するセミナー等で年1回以上開催させてもらっていますか	○	○	未実施	○	○	○	○	×	×	○	○	7
(5) 内部監査を実施して、検査施設等や診療科の担当・集計・分担のための委員会（自施設以外の専門家会議を主導する会議）が年1回以上開催させてもらっていますか、もしくは、市町村や医師会等が設置した同様の委員会が年1回以上開催させてもらっていますか	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	7
(6) 自施設の検診結果について、要検査件数、精検件数、診断・治療件数等のロセス指標を把握しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(7) ロセス指標達成率やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(8) 都道府県の生活習慣病検査等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考して改善に努めていますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
遵守されていない項目数	0	0	0	1	0	0	1	5	3	2		
内評価標準	A	A	A	B	A	A	B	B	B	B	B	
外評価標準	A	A	A	B	A	A	C	B	B	B	B	
遵守されていない項目数	0	0	0	1	0	0	7	5	3	0		

肺がん検診精度管理関連指標(R2-R4)

	R4	R3	R2	3年合計受診者数	R4	R3	R2	3年合計要精検者数(E判定)	R4	R3	R2	3年合計がん発見数(E判定)	がん発見率(R2-R4)	陽性適中率(R2-R4)	
	受診者数	受診者数	受診者数	要精検者数(E判定)	要精検者数(E判定)	要精検者数(E判定)	精検者数(E判定)	がん発見数(E判定)	がん発見数	がん発見数	がん発見数	3年合計がん発見	がん発見率(R2-R4)	陽性適中率(R2-R4)	
1	村上市	9,964	10,132	8,633	28,729	147	151	133	431	0	1	1	2	0.01	0.46
2	関川村	622	633	632	1,887	8	8	7	23	0	0	0	0	0.00	0.00
3	粟島浦村	125	159	0	284	0	3	0	3	0	0	0	0	0.00	0.00
4	新発田市	12,080	11,962	10,150	34,192	97	117	96	310	2	2	1	5	0.01	1.61
5	阿賀野市	4,193	4,053	3,304	11,550	30	39	33	102	0	0	0	0	0.00	0.00
6	胎内市	3,477	3,445	3,388	10,310	35	26	44	105	0	0	0	0	0.00	0.00
7	聖籠町	1,642	1,603	1,400	4,645	16	8	13	37	0	0	0	0	0.00	0.00
8	五泉市	3,767	3,882	3,663	11,312	10	13	36	59	1	0	1	2	0.02	3.39
9	阿賀町	1,440	1,508	1,600	4,548	6	13	11	30	0	0	1	1	0.02	3.33
10	三条市	9,339	9,367	9,040	27,746	72	81	98	251	1	0	3	4	0.01	1.59
11	燕市	5,916	5,318	4,335	15,569	19	24	29	72	2	0	3	5	0.03	6.94
12	加茂市	3,150	3,201	2,761	9,112	17	25	21	63	0	1	0	1	0.01	1.59
13	田上町	1,424	1,459	1,421	4,304	13	16	19	48	0	2	0	2	0.05	4.17
14	弥彦村	988	997	926	2,911	8	12	20	40	0	0	0	0	0.00	0.00
15	長岡市	20,269	18,867	14,327	53,463	200	200	144	544	9	7	8	24	0.04	4.41
16	見附市	5,469	5,143	4,596	15,208	37	37	49	123	2	1	1	4	0.03	3.25
17	出雲崎町	707	689	633	2,029	4	7	14	25	0	0	1	1	0.05	4.00
18	小千谷市	4,258	4,289	4,230	12,777	24	52	48	124	1	6	0	7	0.05	5.65
19	魚沼市	4,790	4,668	4,023	13,481	18	24	19	61	0	0	0	0	0.00	0.00
20	南魚沼市	6,357	6,257	5,232	17,846	23	32	68	123	1	2	1	4	0.02	3.25
21	湯沢町	990	954	894	2,838	14	8	15	37	1	0	0	1	0.04	2.70
22	十日町市	6,047	6,114	6,172	18,333	34	40	86	160	0	2	0	2	0.01	1.25
23	津南町	1,255	1,289	1,229	3,773	3	9	22	34	0	0	0	0	0.00	0.00
24	柏崎市	12,010	12,062	11,281	35,353	162	169	184	515	12	8	3	23	0.07	4.47
25	刈羽村	512	478	507	1,497	3	11	13	27	0	0	0	0	0.00	0.00
26	上越市	15,821	14,390	13,241	43,452	494	577	537	1,608	4	8	5	17	0.04	1.06
27	妙高市	3,530	3,425	3,420	10,375	71	122	118	311	0	2	2	4	0.04	1.29
28	糸魚川市	3,356	3,297	3,156	9,809	70	104	88	262	1	4	2	7	0.07	2.67
29	佐渡市	8,768	8,513	6,723	24,004	29	22	52	103	0	1	1	2	0.01	1.94
30	新潟市	33,121	32,394	23,856	89,371	552	540	435	1,527	24	30	17	71	0.08	4.65
	合計	185,387	180,548	154,773	520,708	2216	2490	2452	7,158	61	77	51	189	0.04	2.64

令和6年8月末現在